

第 3 4 期 決算公告

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

和歌山市本町四丁目 4 5 番地

株式会社紀陽カード

代表取締役社長 崎山 和彦

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	[7, 146, 975, 318]	流動負債	[5, 051, 721, 211]
現金・預金	207, 332, 086	未払金	3, 989, 548, 755
会員未収金	6, 770, 026, 833	短期借入金	470, 000, 000
営業貸付金	71, 208, 629	預り金	3, 633, 414
未収収益	121, 235, 561	未払費用	140, 149, 443
前払費用	2, 412, 777	前受収益	163, 290, 603
貯蔵品	23, 981, 497	リース債務	836, 760
その他の流動資産	0	未払法人税等	101, 593, 700
貸倒引当金	△ 49, 222, 065	未払消費税	4, 769, 800
		賞与引当金	9, 731, 800
		販売促進引当金	143, 513, 000
		利息返還損失引当金	24, 653, 936
		その他流動負債	0
固定資産	[573, 402, 482]	固定負債	[175, 046, 527]
(有形固定資産)	(17, 050, 865)	リース債務	398, 344
建物	1, 523, 796	繰延税金負債	157, 260, 583
建物附属設備	2, 863, 259	退職給与引当金	17, 387, 600
車輜	517, 267		
器具及び備品	11, 150, 679	負債の部合計	5, 226, 767, 738
リース資産	995, 864	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	(7, 274, 913)	科 目	金 額
電話加入権	1, 455, 170	株主資本	[2, 179, 468, 257]
ソフトウェア	5, 580, 503	資本金	[60, 000, 000]
リース資産	239, 240	剰余金	[2, 119, 468, 257]
(投資その他の資産)	(549, 076, 704)	利益準備金	15, 000, 000
敷金・保証金	5, 970, 000	(その他利益剰余金)	(2, 104, 468, 257)
長期前払費用	972, 315	別途積立金	550, 000, 000
繰延税金資産	70, 732, 000	繰越利益剰余金	1, 554, 468, 257
その他の投資等	471, 402, 389	評価・換算差額等	[314, 141, 805]
		その他有価証券評価差額金	[314, 141, 805]
		純資産の部合計	2, 493, 610, 062
資産の部合計	7, 720, 377, 800	負債・純資産の部合計	7, 720, 377, 800

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） 法人税法の規定による定率法

② 無形固定資産 法人税法の規定による定額法

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 自己査定の実施により求められた予想損失率に基づき、将来貸倒損失等が予想される回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金 支給見込額の当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金 退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。

④ 販売促進引当金 景品交換ポイントの期末有効残高に予想交換率を乗じ、ポイント単価を5円として計上しています。

⑤ 保証債務損失引当金 被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。

⑥ 利息返還損失引当金 利息制限法上限金利を超過する利息部分に対する将来の返還請求見込額を計上しています。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の会計処理

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、主に通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、令和3年度期首より税抜方式によっています。

③ 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日）」等を令和3年度期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。